

平成 29 年 6 月 6 日

総合政策局運輸審議会審理室

国土交通大臣から運輸審議会に諮問された  
「宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請」について答申しました

平成 29 年 2 月 28 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、本日、以下のとおり国土交通大臣に答申しました。

- ・ 宮城交通株式会社からの申請については、国土交通大臣より申請上限運賃を修正して認可したい旨を受けて審議した結果、修正して認可することが適当である
- ・ 株式会社ミヤコーバスからの申請については、審議した結果、申請通り認可することが適当である

(事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです)

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局 運輸審議会審理室 川崎、鈴木、柳瀬、吉元  
(代表) 03-5253-8111 (内線 53516)、  
(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[乗合バスの旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

自動車局 旅客課 市川、寺内、早川  
(代表) 03-5253-8111 (内線 41203、41232、41233)、  
(直通) 03-5253-8568、(FAX) 03-5253-1636

## 別紙

事案の種類	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
申請事業者	宮城交通株式会社
事案の内容	現行の基準賃率42円48銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率46円30銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
運輸審議会答申	申請内容のうち、基準賃率を46円30銭から45円70銭に修正して認可することが適当である。

事案の種類	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
申請事業者	株式会社ミヤコーバス
事案の内容	現行の基準賃率42円48銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率46円30銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
運輸審議会答申	申請どおり認可することが適当である。